

平成28年第2回尾三衛生組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年9月30日(金)
招 集 場 所	尾三衛生組合会議室1
開 会	平成28年9月30日(金) 午後1時30分
閉 会	平成28年9月30日(金) 午後2時28分
出 席 議 員	<p>1番 小野田 利 信                      2番 島 村 きよみ</p> <p>3番 中 川 東 海                      4番 永 野 雅 則</p> <p>5番 近 藤 剛 男                      6番 青 木 直 人</p> <p>7番 塚 本 克 彦                      8番 水 谷 正 邦</p> <p>9番 西 尾 隆 男                      10番 加 藤 達 雄</p> <p>11番 加 藤 宏 明                      12番 水 川 淳</p>
欠 席 議 員	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	管 理 者 萩 野 幸 三   副 管 理 者 川 瀬 雅 喜
	副 管 理 者 小野田 賢 治   代表監査委員 倉 本 繁 八
	会 計 管 理 者 櫻 井 弘 幸
	事 務 局 長 近 藤 修   次長兼業務課長 加 納 正 活
	総 務 課 長 小 塚 祐 雄   業 務 課 長 鈴 木 浩 二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務部局書記長 大 原 澄 雄
	議会事務部局書記 水 野 寿 人
	施設課主幹 加 藤 耕 司                      業務課主幹 加 藤 繁 男
	総務課主任 加 藤 健 祐
管 理 者 提 出 議 案	議案第11号 平成27年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定 について
	議員提出議案 議員派遣について 第1号
日進市・みよし市・東郷町で出席した者の職・氏名	<p>日進市環境課長 杉 浦 敏</p> <p>みよし市環境課長 深 津 弘 樹</p> <p>東郷町環境課長 島 田 茂 樹</p>
会 議 録 署 名 議 員	<p>11番 加 藤 宏 明</p> <p>12番 水 川 淳</p>

## 議事の経過

(開会 午後 1時30分)

水野議会事務局  
書記

ご起立をお願いします。一同、礼。

ご着席ください。

ただいまから平成28年第2回尾三衛生組合議会定例会を行います。

議長挨拶。

加藤議長

平成28年第2回尾三衛生組合議会定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともご多忙のところご参集賜りまして、ありがとうございます。

本定例会に提案されております案件は、管理者提出議案1件と議員提出議案1件でございます。

議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別のご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、平成28年第2回尾三衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しました日程表のとおりです。

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、管理者開会挨拶。

萩野管理者、お願いします。

萩野管理者

皆様、こんにちは。平成28年第2回尾三衛生組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

また、平成27年度決算審査につきまして、監査委員の意見を頂戴するため、倉本代表監査委員にもご出席をいただいておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

さて、本日の定例会に上程をいたします議案は、平成27年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてと、議員提出議案であります議員派遣についての2議案でございます。

どうか慎重にご審議を賜りまして、私どもの提案した認定についてはご賛同いただき、議員の派遣についても適切な対応をされるようご期待申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

加藤議長

ありがとうございました。  
次に、日程第2、議会運営委員会委員長報告。  
1番小野田利信議会運営委員長。

小野田議会運営委員長

議長よりご指名がありましたので、9月26日午後1時30分より開会いたしました議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案につきましては、管理者提出議案として、平成27年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてが1件、議員提出議案として、議員派遣についてが1件でございます。

議案につきましては、1議案ごとに提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととしました。

議案質疑につきましては、2名の議員より通告がございましたので、その取り扱いにつきまして確認をいたしました。質疑回数は2回を超えることができないものとし、関連質疑は認めないものとしたしました。

議会運営委員会における議会閉会中の継続調査事件については、お手元に配付させていただいた閉会中の継続調査申出書を議長に提出することと決定いたしました。

また、本定例会で可決後のこととなりますが、議員研修への正副管理者の出席並びに事務局員の随行を求めることと、事前の勉強会を開催することといたしました。

以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。  
次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員には、会議規則第61条の規定に基づき、11番加藤宏明議員、12番水川淳議員を指名いたします。  
日程第4、会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

ご異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。  
日程第5、諸般の報告をいたします。  
監査委員より、例月現金出納検査につきまして、平成28年4月26日に3月分を、5月24日に4月分を、6月22日に5月分を、7月26日に6月分を、8月26日に7月分を、9月23日に8月分を

実施したところ、一般会計・基金等の関係諸帳簿は出納取扱金融機関提出の預金現在高証書と符合いたし、正確であると報告がありました。

日程第6、議案第11号平成27年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

櫻井会計管理者。

櫻井会計管理者

会計管理者の櫻井でございます。

議案第11号平成27年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、提案説明をさせていただきます。

この案件は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

加藤議長

ありがとうございました。

小塚総務課長。

小塚総務課長

総務課長の小塚でございます。

決算書の1、2ページをご覧ください。

歳入の収入済額の合計は19億1,925万1,492円で、前年度に比べ2億3,992万3,161円、14.3%の増となりました。

3、4ページをお願いします。

歳出の支出済額の合計は17億8,052万4,745円で、前年度に比べ2億2,438万5,708円、14.4%の増となりました。

5ページをお願いします。

平成27年度尾三衛生組合一般会計の歳入歳出差引残額は1億3,872万6,747円で、前年度に比べ1,553万7,453円、12.6%の増となりました。

次に7、8ページをお願いします。事項別の明細でございます。

款2使用料及び手数料は、家庭系2,705万8,000円、事業系2億7万9,000円でございます。

款3国庫支出金の交付率は、節1循環型社会形成推進交付金は資源回収ストックヤード建設費の3分の1、節2二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金は延命化工事費の2分の1でございます。

めくっていただきまして、9、10ページをお願いします。

款7諸収入項2雑入、スクラップ等の売却料は、主に破碎処理した鉄・アルミや鉄缶・アルミ缶の売却料でございます。行政財産の有償貸付料は、自動販売機2台分でございます。

11、12ページをお願いします。

款8組合債は、ごみ焼却施設延命工事に係る借入金で、利率0.1%の固定金利、償還期間10年で東海財務局から借り入れいたしました。

次に、15、16ページをお願いします。

款2総務費項1総務管理費目1一般管理費節11の印刷製本費は、例規集の追録費用、美化だより作成費用などでございます。

節12の通信運搬費は電話料金など、保険料は建物、公用車等の保険でございます。

節15の機器修繕工事、こちらは昇降機や貯湯槽の修繕などでございます。

17、18ページをお願いします。

節25の財政調整基金積立金は平成26年度の決算剰余金と基金運用利子の積み立て、廃棄物処理施設緊急整備基金積立金は基金運用利子の積み立て、ごみ焼却施設大規模修繕基金積立金は廃棄物処理施設整備及び旧施設解体事業基金からの積みかえと基金運用利子の積み立てでございます。

19、20ページをお願いします。

款3衛生費項1清掃費目1塵芥処理管理費節11の消耗品費は、主に焼却施設・リサイクルプラザ用の部品代でございます。燃料費は、助燃バーナ、防爆用ボイラー用の灯油代です。薬品費は、高反応消石灰、特殊反応助剤、液体尿素、焼却残渣無害化処理用キレート材の購入費用でございます。修繕料は、焼却施設やリサイクルプラザの機器設備の修繕料などでございます。光熱水費は、焼却施設・リサイクルプラザの電気料金です。

21、22ページをお願いします。

目2埋立処分地管理費節11は、組合が管理する折戸・三本木最終処分場に係る経費です。

節13の焼却残渣等処分委託は、自区内処理ができないため外部に処分委託しております。

節19は、焼却残渣等の搬出先である伊賀市に対する負担金でございます。

25ページをご覧ください。

実質収支額は1億3,872万6,747円で、地方自治法第23条の2の規定による基金への繰り入れはありません。

27、28ページをご覧ください。

公有財産の土地及び建物は、資源回収ストックヤードが増加しております。

29ページをご覧ください。

出資による権利の愛知臨海環境整備センター出捐金は、平成27年度で埋立処分料の割引措置が終了したため、全額減少いたしました。

30ページをご覧ください。

基金合計は、895万3,965円増加し、8億3,318万1,373円でございます。

以上、平成27年度一般会計歳入歳出決算の補足説明といたします。

加藤議長

ありがとうございました。

ここで、倉本代表監査委員より、平成27年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算の審査結果について報告をしていただきます。

倉本代表監査委員、よろしく願いいたします。

倉本代表監査委員

代表監査委員の倉本でございます。

ただいま議長から指名がございましたので、監査委員を代表いたしまして、平成27年度一般会計歳入歳出決算審査の結果を報告させていただきます。

地方自治法第233条の2項の規定に基づきまして、管理者から審査に付されました平成27年度一般会計歳入歳出決算について、平成28年7月26日に島村監査委員とともに審査を行いました。合議のもとに意見を取りまとめ、同日付で管理者へ決算審査意見書を提出しております。

審査は、例月現金出納検査、定期監査等の結果も考慮し、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか、決算書及び附属書類の計数は正確であるか、財産の管理は適正に行われているかについて、証拠書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取して行いました。

審査の結果は、各決算書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、予算の執行及び関連する事務の執行につきましては、おおむね適正に行われているものと認められました。また、財産の管理につきましては、関係法令に基づき適正に行われていると認められました。

昨年度から、既存のごみ焼却施設を平成41年度まで活用するための基幹的設備改良事業が始まっており、ごみ処理施設の操業と大規模改良工事が並行して行われるため、周辺住民及び施設利用者の利便に支障のないよう配慮し、着実かつ円滑な事業推進がされるよう努められたい。

また、今後とも組合業務を的確かつ効率的に運営するため、随意契約、長期継続契約等の契約方法の適正化、自主財源の確保、運営形態の見直しによる経費削減などの取り組みを推進し、予算の執行に当たっては、最小の経費で最大の効果が得られるよう、常にコスト意識を持った執行に努められるよう望むものであります。

以上、私から報告させていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

中川議員

これより質疑に入ります。

質疑の回数については、尾三衛生組合議会の会議に関する規則第45条の規定により2回までといたします。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

3番中川東海議員。

皆様、ご苦労さまです。3番中川東海、議長のご指名がございましたので、通告に従い質問を行います。

議案第11号平成27年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について。

質疑事項は、再生品販売料とそれに係る経費についてお伺いをいたします。3点ほどあります。

では始めます。

まず一つ目ですが、この決算書の9ページの款7の諸収入項2の雑入、隣の10ページ節1の雑入で、右端の備考欄に再生品販売料として229万7,800円、これは約230万円。それに係る委託料として、17ページ。ちょっとめくってください。17ページの款2総務費目2のエコサイクル推進事業費、隣の18ページ節13委託料が389万904円、これは約389万円執行されていますが、この右端なんです、この備考欄に受付等業務委託料とありますが、この受付等業務とはどのような業務でありますか。これをちょっとお聞きをいたします。

それから二つ目です。

2点目は、再生品は入札で行われていますが、入札に参加できる範囲及び入札実績についてお伺いをいたします。

それから、もう1個あります。

3点目ですけれども、これは実績調書の9ページですけど、上のほうに諸収入内訳がありますね。26年度と27年度を比べますと、26年度は269万7,490円、27年度は229万7,800円で、前年度と比べますと39万9,690円、およそ40万円の減となっています。

これを見ますと、再生品販売料は昨年度から40万円ほど減少していますが、これについてどのように考えておられますか。

この今私が三つ申し上げました3点について、お伺いをいたします。

加藤議長

小塚総務課長。

小塚総務課長

それでは、順にお答えさせていただきます。

1点目の質問であります受付等業務の内容でございますが、自転車や家具などの再生品の販売に係る業務、それだけではなく、受付・案内業務として、お風呂の利用者や展示室の来場者、そしてリサイクル

教室や夏休みに行っている子供たちを対象とした工作教室などの受付、案内も行っていただいております。

2点目の質問であります入札に関することですが、入札は月に2回行っておりました、構成市町以外の方も入札することができます。

昨年度の落札品の数は1,436点でありました。そして、入札の延べ数は5,489件でございました。

次に、3点目の質問であります販売料の減少についてであります、販売点数に関しましては昨年と大差はありません。ただ、販売品につきましてはごみとして搬入されたものでありますので、落札価格のばらつきが出ております。

考えられるのは、住民がごみとして捨てるのではなくリサイクルショップに持ち込むなど、リサイクルに対する意識が高くなってきたこともあると思われまます。リサイクル意識が高くなることで、組合が求める資源循環型社会の構築につながると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

加藤議長

3番中川東海議員。

中川議員

1、2、3点目は伺いましてわかりました。

それでは、再質問をさせていただきます。

入札ですけれども、入札は構成市町以外の方も参加できるとお答えいただきましたが、構成市町別などの実績などは集計しておられますか。

また、今後さらに住民の方に再生品を買っていただくために、何かお考えはございませんかということです。

加藤議長

小塚総務課長。

小塚総務課長

それでは、再質問についてお答えいたします。

落札者の市町別実績につきましては集計しております、昨年の落札点数1,436点の内訳になりますが、日進市の方が455点、そしてみよし市の方が448点、東郷町の方が316点、管内以外の方が217点でございます。

そして、より多くの方に購入していただくには、より多くの人に周知する必要があると考えます。今年度組合のホームページを刷新しますので、なるべく多くの方が興味を持って来場していただけるようなホームページを作成し、リサイクルの大切さなどを学んでいただき、それにより再生品販売が増加すればと思います。

しかしながら、経費もかかっておりますので、こういった事業についてほかの状況等を継続的に調査し、今後とも注視していく必要があると考えております。



以上、再質問の答弁とさせていただきます。

中川議員

どうもありがとうございました。

加藤議長

以上で通告による質疑は終わりました。

これより討論、採決に入ります。

議案第11号平成27年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決いたします。

議案第11号については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第11号については認定することに決しました。

日程第7、議員提出議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

1番小野田利信議員。

小野田議員

議長からご指名をいただきましたので、議員提出議案第1号議員派遣についての提案説明をさせていただきます。

この案を提出するのは、尾三衛生組合議会の会議に関する規則に基づき議会の議決を得る必要があるからであります。

内容につきましては、広域的な行政を視野に入れ、先進地行政視察により見識を広め行政推進を図ることを目的とし、広域的行政に取り組んでいる石川県にあります二つの組合を、1泊2日で尾三消防組合と合同で視察研修をするものであります。

以上でございます。

加藤議長

これをもちまして、提出理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

島村議員

2番島村きよみ議員。

それでは、2番島村きよみ、議員提出議案第1号につきまして、質疑をさせていただきます。

初めに、全部で5点につきまして質疑をさせていただきます。

まず1点目です。

尾三衛生組合議会として公費を使って視察研修をするならば、現在尾三衛生組合が抱える課題について先進地を視察するというあり方が一番望ましい形であることは言うまでもありません。

昨年度は、今後衛生と消防の事務が統合する可能性があるかもしれないということで、二つの事務を統合している他県の組合へ合同で視察研修をし、私も参加しましたが、今年度は単独で実施できる予算額が計上されたのは周知のとおりです。

しかし、本議案は2組合合同視察研修となっています。なぜ所掌事務が違う二つの組合が今年度も合同で研修を実施する提案をされるのか、経過が全く不明です。

この視察研修に関して、私が議員として知り得る公的な記録は、昨年12月21日に行われた本組合の議会運営委員会の記録しかありませんが、この中でみよしの委員の皆さんからは、衛生の組合議会として何をしに研修に行くのかを明確にして進めるべきではないかとか、合同でやる意味は一体何なのかといった、まさに正論と言うべきご意見も出ていた中で、最終的には譲歩をされ、来年度限り合同で1泊の視察研修でという結論になっています。

ところが、この12月の議運以降、消防のほうは、皆さんがご存じのように、豊明市と長久手市が共同事務への参加を表明され、広域化協議会が立ち上がり、消防の広域事務実施に向けて着々と事務が進んでいます。当然この段階で、衛生、消防それぞれの組合視察研修のあり方も見直されてよいはずですが、協議された公式な記録が何も残っていません。

日進市の議会内では、3月23日の全員協議会で豊明・長久手市が消防事務に加わりたいという話が出てきたけれども、とにかく2組合を統合するかどうか白紙の状態から検討する場だけはつくるというお話はありましたが、その後何もご報告がありません。

昨年12月時点から状況が大きく変わったにもかかわらず、なぜ今年度も2組合が合同で視察をする提案をされることになったのか。それはいつ、どの場で、どのように決定がされたのか、時系列に説明を求めます。

2点目です。

本議案の議案名は、議員派遣についてとなっています。説明の欄に「地方自治法第100条第13項及び尾三衛生組合議会の会議に関する規則第62条の規定に基づき」とあります。地方自治法上、議員派

遣ができるのは、「事務に関する調査のため」、または「議会において必要があると認めるとき」となっています。会議規則上は、目的、場所、期間、その他必要な事項が満たされなければ議員派遣とすることができません。

平成14年3月に地方自治法に明文化される以前は、議員派遣については都合よく広く使われていた実態がありました。しかし、堺市議会の議員派遣による海外視察の可否が住民訴訟にて争われ、最高裁判所は昭和63年3月10日、「地方議会においても合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を派遣することができる」との判断を初めて示し、以降の裁判例も同様の判断を示しています。

さらに、平成9年9月30日、最高裁判決においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができるが、右裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合のあることは、当裁判所の判決の示すところである」と示しました。

現在、理由なき公金の支出に関しては国民、マスコミから非常に厳しい目線が注がれており、組合議会議員全員が対象の議員派遣については、市民町民に対して目的、支出根拠を明確にする説明責任があります。

そこでお尋ねしますが、今回の視察研修について、最高裁判決が議員派遣できる範囲とするいわゆる合理的な必要性はどこにあるのでしょうか。

3点目です。

視察研修の派遣場所が2カ所となっています。ちょっと調べましたが、羽咋郡市広域圏事務組合は1市2町で構成されている広域圏事務組合で、3自治体を合わせても6万人弱という規模の事務を取り扱っています。事務の範囲はごみ、消防だけでなく、空港、火葬場、病院、助産施設、介護事業など多岐にわたっています。

愛知県内には、設楽町、豊根村、東栄町が長野県根羽村とともに北設広域事務組合を構成していますが、全く同じように多くの事務を共同処理しています。小さな自治体同士であれば当然の合理的な選択です。

羽咋市には「クリンクルはくい」というごみ燃料化施設がありますが、これについては、私はたまたま視察する機会を得ましたが、「小牧岩倉エコルセンター」のほうが最新となっています。

もう1カ所の白山野々市広域事務組合は、ごみ処理施設、消防本部及び消防署などの設置、運営等の業務を目的として、石川県白山市、野々市市で構成される一部事務組合です。こちらも2市を合わせて6万人弱の人口規模です。昭和56年にごみ処理と消防の二つの組合を統合しています。ここについては、施設的な面では特に先進的な部分

が見当たりません。

なぜ石川県まで出向く必要があるのか。各視察先の選定理由及び2カ所を視察する理由についてお示してください。

4点目です。

この視察研修については、宿泊費、交通費、日当が公金支出とされます。概算で1人当たりの経費は幾らでしょうか。また、今回の視察研修経費の総額は幾らでしょうか。

5点目です。

議員提案での視察研修ということですが、この視察研修の報告書は、どなたが、どのようにして作成をされるのでしょうか。

以上、最初の質疑、5点をお願いします。

加藤議長

1 番小野田利信議員。

小野田議員

ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

まず1点目、2組合合同視察となった説明でございますけれども、先ほども言われましたように12月の議会運営委員会で決定いたしましたので、それを遵守したまでのことでございます。

2点目の、合理的な必要性ということでございますが、複数の広域事務を一つの組合で行っているところを視察することは非常に重要性があると議運でもあり、別に疑義がなかったものでございますので、合理的な必要性はあると考えております。

3番目の、選定理由と2カ所を視察する必要があるのかとのことでございますが、先ほども言いましたように、複数の広域事務を一つの組合で行っているところを見ることは非常に重要であるということでございますので、そして日帰りの日程が厳しいので1泊とさせていただき、2カ所とさせていただきました。

4点目の、1人当たりの経費ということでございますが、これはまさに予算委員会のなぜかというような時点のことでございます。3月議会でもありましたが、1人当たり2万800円、そして議員12人ということの予算でございます。そして、総額となると掛けなければ、ちょっと概算では、私ちょっと今、計算に弱いものですから出ませんけれども、その辺はご容赦。掛け算、2万800円掛ける12ということで総額とさせていただきたいと思っております。

そして次の、報告書のことでございますが、このことは別に議会運営委員会でも決めておりませんので、そこら辺は、今後どのようにするかということはまだ協議しておりません。

以上でございます。

加藤議長

2 番島村きよみ議員。

それでは、再質疑をさせていただきます。5点お願いいたします。

先ほどのご答弁では12月の議運の決定を遵守したというお話ですが、4月12日に尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会の第1回協議会が開催され、その後、県のアドバイザー研修、専門部会の設立、各協議事項の承認が進み、8月25日は、広域化の方式について、共同処理事務について、広域化のスケジュールについても可決承認されています。

消防は5市町による広域事務になることがほぼ方向性として固まってきた状況において、なぜ将来的に消防とごみ処理事務、議会の統合を視野に入れた視察研修を組む必要があるのでしょうか、お答えください。

2点目です。

そもそも消防とごみ処理の事務局及び議会を統合することの是非について、各市町の議会で意見は統一されているのでしょうか。

先ほどの12月の議運の議事録の中では、みよし市議会は統合には反対であるということが議会の総意であると、はっきりとした発言記録があります。日進市議会も昨年、組合議員を選出する段階で大きく意見が分かれた経過があります。

消防・衛生事務を統合することの必要性が各市町の議会内である程度合意がされて、将来的に一つになるという前提があれば視察を組むということもあり得ますが、提出者として3議会の状況についてどう把握されているのかお答えください。それを踏まえて、本議案を提出、提案された理由をご説明ください。

3点目です。

幾ら議会が進めたいと考えましても、管理者、副管理者となる各市町の首長が二つの事務を統合することについて前向きになっていただかなければどうにもなりません。

昨年の消防組合議会での事務局のご答弁では全く統合の話はなされていないということでしたが、その後、各市町間で話は進んでいるのでしょうか。それを把握されての本案の提案でしょうか。昨年の消防組合議会での答弁では、全く統合の話はなされていないということをご確認しています。

それと、先ほど、議運で管理者が随行されると決定したというふうには、議運のほうで、報告がありましたが、本案は議員を派遣する議案ですよね。それは、議会側が依頼をするということでしょうか。その理由は何でしょうか。

次、4点目です。

12月の議運の会議録には、今年度限り合同研修でと、議会運営委員会のメンバーが合意しているのではと見られる発言記録がありますが、それは、来年は理由がないけれど、今年は合同研修する理由があるということでしょうか。そもそも視察研修のあり方について、議運

のメンバーで全て決定する権利があるとお考えでしょうか。

最後、5点目です。

本案がもし可決されて視察研修を実施したとして、視察結果を受けて、2組合を統合するかどうかの協議は、提出者として今後どのように進めていかれる予定でしょうか。全組合議員が協議内容を共有するためにはどうされるのかも含めてお答えを下さい。

以上5点、お願いします。

加藤議長

1 番小野田利信議員。

小野田議員

ただいまの5点の質疑に対しまして回答させていただきますが、かなり重複するようなところがございますので、数点だけになるかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

今、消防が統合するというようなことでございますが、今回の選定理由としまして、先ほどもありました羽咋郡市広域圏の事務組合は、設立当初1市3町のごみでございました。そしてまた、消防では1市4町で、構成市町が全く異なっておりました。そのことから、この広域圏事務組合を設立していましたので、この組合が統合すれば問題ないかなということであり、今回我々が抱えている課題と全く同じようなことでございます。それを複合的一部事務組合と申すようでございますので、全く合同で視察することは問題ないかと思えます。

続きまして、管理者の件でございますけれども、我々のほうでやはり管理者が行ったほうがいいんじゃないかということで、議運のほうでもんだだけでございます。

各議会の統合に関しては、先ほどもありましたように、3月のとき各構成市町でもんでいただくということを頼みまして、そのときは報告事項だけでございまして、そこから再度議運を開いても別に何もなくなっていましたので、別にそれを把握しているわけではございません。

各市町の統合に関してのことは議運のほうでも出ましたけれども、これに関しては問題がないということで、議運のほうで提示させていただいておるのが現状でございます。

管理者に対しての統合の意向でございますけれども、議運でもみましたので、これを管理者のほうに報告させていただきたいと思えます。

統合に対して進んでいるかというのは、私は管理者ではございませんのでわかっておりません。あくまでもこれは議員提出ですので議員だけのことでございます。管理者のことは管理者のほうで聞いていただければよろしいかなと思えます。

次に、随行理由としましては、やはりこれは統合に向けてのことでございますのでやはり管理者としても知っておくことが重要であるかなということで、議運でもみまして、先ほどの報告のとおり随行をお

願いするという決まりました。

今年限りということですが、それは来年ということとなりますけれども、そのことに関しては別に詳しく決定しているわけではございませんので、言葉はちょっと差し控えさせていただきます。決まっていないと思います。

議運が視察の決定権を持っていると言われると、これは議員提出ということで、誰が提出するかということは自由でございますので。たまたま今回、私は議運の委員長という立場で議員提出させていただいたのが現実でございます。

今後の協議のことですが、それは議員同士でそれを踏まえて協議すればよろしいかなということで、議運ではそのようなことはまだもんでおりません。

加藤議長

以上で通告による質疑は終わりました。

これより討論、採決に入ります。

議員提出議案第1号議員派遣について、反対討論を許します。

2番島村きよみ議員。

島村議員

反対の立場で意見を述べます。

政務活動費を初め議員の公費の使い方については、現在厳しい目が注がれています。税金を使っての視察についても、視察ありき、予算の使い切りという批判的な報道もされています。視察研修をする場合、その目的を明確にすることは、法的にも、またコンプライアンスとしても当然問われるところです。

本年度は、日進市議会においても各委員会がテーマを設定し、テーマに沿った先進地を視察、議会報告会にて市民に報告という流れで進んできています。みよし市議会もそのような形で既に実施しておりますし、東郷町議会も視察報告を全員協議会では共有されているとのこと。

こうした適切な方向性が見えてきた中で今回の議員派遣が提案され、大変驚きました。

今年度は単独での視察研修が前提で予算が組まれたと認識しており、各組合が抱える課題に対して参考となる視察先選定が可能と考えておりました。例えば、尾三衛生組合はリサイクルプラザの老朽化が課題の一つになっておりますし、消防のほうは現在5自治体の広域で消防事務を行うという大変大きな課題があります。そこに特化して視察先を選定し今後の組合事務に生かしていくというのが本当のあり方であると考えます。

先ほどの羽咋のことですが、確かに設立当初は1市3町、1市4町と異なっていますが、今は合併で統合して同じ自治体数となっております。そういった意味から、本当にこの視察先の選定理由というのが

明確にはなってはいないと思います。

また、県内の一部事務組合においても、研修視察の見直し、特に一部事務組合のですね見直しは進んでおり、視察が必要な案件が出てきた場合に予算計上することにした組合、これは平成24年で日進市環境課が調査をしているものですが、県内で11組合が随時に予算計上する、もしくは未実施、実施はしないと決めています。そして、実施するとしても隔年で1回としているところも3組合ですね。多くなっていますが。そもそも所掌事務の異なる組合が合同で毎年視察研修しているところは、3組合合同研修の時代から、うちの一部事務組合だけです。

昭和50年代から漫然と毎年実施してきた3組合合同研修でしたが、昨年、日東衛生組合議会が単独となり、変革できる大きなチャンスでした。このことを話し合う全員協議会が設置されていないということも問題ではありますが、議会運営委員会においても、適正にしたい、適正化したいという強い意欲を持った委員もおられる中で、結果的に多くの方が今回の議員派遣案の賛同者となられたということは非常に残念でなりません。

加えて、今回の視察目的についてですが、消防事務の広域化が実現した場合、参加自治体数の異なる2組合が統合することは、この自治体の規模を考えますと現実的に非常に難しくなることは明白であり、また2組合の統合について、現在も過去も、管理者側は全く議論の場に着かれていないというのが私の把握している現状です。何ゆえ今年度限りとの理由で可能性がほとんどない2組合の統合視察目的に公金支出ができるのでしょうか。

私は、今回の議員派遣の提案については、支出根拠となる合理的な理由がなく、地方自治法第100条第13項に違反する不当な支出と考えます。

以上の理由から本案に反対します。

加藤議長

次に、賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

賛成討論を許します。

12番水川淳議員。

水川議員

議長のお許しがありましたので、ただいま議題となっております議



員提出議案第1号議員派遣について、賛成の立場から討論させていただきます。

そもそも同一自治体の議会から選出されております尾三衛生組合並びに尾三消防組合が、その広域的行政事務のあり方について同じ目線から視察の機会を得られるということは、まずもって大変意義のあることであるというふうに私自身は考えたところであります。

それぞれの自治体の環境によっていろいろないわゆる温度差、変化はあれこそ、広域的な行政のあり方について考え続けるということは、これは合併の有無等ではなく、それぞれ我々が考えていかなければならないテーマ、課題であり、そういう観点から、今回の研修については意義、価値が十分にあるのではないかというふうに考えております。

2カ年任期として預かっている我々は、昨年、広域行政の事務のあり方について視察をしたわけでございますが、もちろんいろいろな議論をして状況の変化があれこそ、引き続き我々が預かった2カ年の間に継続してこの課題について研究をし続けるという観点で、大いに合理的な理由、目的があるというふうに判断しております。

従いまして、今般、本来ならば3カ所、4カ所、5カ所と許されれば行ってもいい、あるいは行きたいというそんな思いはあれこそ、予算の範囲もあることから今回2カ所という限定されたものを選定されており、この2カ所も先進的な、あるいは広域行政の仕組みを学ぶに十分に足る場所だというふうに認識をし、今回この議案については大いに賛同の意を表すところであります。

議員諸兄の満場のご賛同を求め、賛成の立場からの討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

加藤議長

次に、反対討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

賛成討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

ほかにございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決いたします。

議員提出議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

加藤議長

起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号については原案のとおり決定されました。

日程第8、議会運営委員会における議会閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、閉会中における委員会所管事項の継続調査の申し出がありましたので、議席に配付しました。

お諮りします。委員長の申し出のとおり決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

ご異議なしと認め、委員長の申し出どおり、閉会中も継続調査することに決しました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここでお諮りします。本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、それにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

加藤議長

ご異議なしと認め、議長に委任することに決しました。

日程第9、管理者閉会挨拶。

萩野管理者。

萩野管理者

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、本日ご審議をいただきました議案につきまして適切な審議を賜り、議決をいただき、まことにありがとうございました。ご苦労さまでございました。

また、倉本代表監査委員におかれましては、決算審査のご報告をいただきありがとうございました。今後ご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

議員の皆様におかれましては、季節の変わり目でもありますので、くれぐれも健康にご留意をいただきまして、一層のご活躍をされますよう心からお祈りを申し上げますとともに、今後とも本組合に対しましてご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

加藤議長

ありがとうございました。

続きまして、私からも、本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は慎重審議を賜り、議事の進行につきましても皆様のご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

これをもちまして、平成28年第2回尾三衛生組合議会定例会を閉会いたします。

水野議会事務局  
書記

ご起立をお願いします。一同、礼。

(閉会 午後 2時28分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成28年 月 日

議 長

署名議員

署名議員